

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第17号

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市都市公園条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第3に定める額の」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の使用料（以下「使用料」という。）の額は、別表第3に定める額とする。ただし、法第5条第1項の規定により自動販売機の設置の許可を受けた者に係る使用料の額については、入札により決定した額とすることができる。

第20条の2中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。